有給休暇の取得促進に取り組む中小企業等を奨励する「愛知県休み方改革マイスター企業認定制度」の申請受付を開始します！

愛知県では、ワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域経済の活性化を目指し、経済界・労働界・教育界とともに、愛知県「休み方改革」プロジェクトに取り組んでいます。
このプロジェクトの一環として、年次有給休暇の取得及び多様な特別休暇の導入を積極的に推進している中小企業等を奨励する「愛知県休み方改革マイスター企業認定制度」を創設しました。

この度、ハローワークの求人票への認定企業の表示や、建設工事の入札参加資格審査における優遇、制度融資の利用など、企業活動を後押しする様々な優遇措置を受けることができる「愛知県休み方改革マイスター企業」の認定申請の受付を2023年7月3日（月）から開始します。

１　愛知県休み方改革マイスター企業認定制度について
（１）目的
・　労働者が各自の仕事や家庭の予定に合わせて休暇を取得できる職場環境づくりの一層の推進
・
保護者が休みやすい環境をつくることで、「県民の日学校ホリデー」や「ラーケーションの日」といった家族と子どもが一緒に過ごせる仕組みづくりの推進
（２）対象
中小企業者（中小企業基本法第２条）、医療法人・個人開業医、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人等の法人、団体（国及び地方公共団体を除く）
（３）認定の有効期間
認定日から２年を経過する日の属する年度末まで（再度申請により更新あり）
（４）認定区分（認定基準及び提出書類は別表１参照）
平均年次有給休暇取得率等に応じてブロンズ、シルバー、ゴールドの３区分で認定
《参考》有給休暇取得率の基準

ブロンズ：60％以上 シルバー：75％以上 ゴールド：90％以上
※県の指定する特別休暇（別表２参照）を２つ以上導入している場合は、ブロンズは50％以上、シルバーは65％以上、ゴールドは80％以上となります。
（５）優遇措置（詳細は別表３参照）
最高位のゴールド認定では、知事表彰（11月開催予定のシンポジウムにて実施）及び副賞（県産品等）を贈呈するほか、ハローワークの求人票への認定企業の表示や、建設工事の入札参加資格審査における優遇、制度融資の利用など、認定区分に応じて様々な優遇措置を受けることができます。

２ 認定申請の受付
（１）受付開始日時
2023年７月３日（月）午前10時から
（２）申請方法
愛知県休み方改革マイスター企業認定制度ポータルサイト「あいちＹＯＵ休(ゆうきゅう)ナビ」にて申請（https://aichi-meister.pref.aichi.jp）
３ 愛知県休み方改革マイスター企業ロゴマーク

《コンセプト》
企業も、そこで働く人も有給休暇を使い、
休むことでみんなが笑顔になり輝く。
そんな取組の象徴に。

【参考】中小企業が休暇を取得しやすい職場環境づくりに向けた取組
愛知県では、中小企業が休暇を取りやすい職場づくりを推進するため、大企業と中小企業の共存共栄の関係構築を目指す「パートナーシップ構築宣言（※）」への参画を、経済・労働団体等と共に県内企業へ働きかけています。
※
関係閣僚（内閣府、経産省、厚労省、農水省、国交省及び内閣官房副長官）と経団連会長、日商会頭、連合会長をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを、2020年５月に創設。

Generated by ぷれりりプレスリリース
https://www.prerele.com